



FAMIC(ファミック)

独立行政法人 農林水産消費安全技術センター

FAMIC メールマガジン 第 645 号(一部抜粋)



平成 28 年 8 月 24 日



◇◇ 最近の話題・キーワード ◇◇

◆ 有機同等性について ◆



JAS 法に基づく有機 JAS 制度では、国内で農産物や加工食品を有機食品として販売するためには、JAS 認定を取得して農産物や加工食品に有機 JAS マークを付す必要があります。このため、海外の事業者が日本国内で有機食品を販売するときも、日本の有機 JAS 制度に基づいた JAS 認定を取得しなければなりません。

また、世界の国でも日本の有機 JAS 制度と同様に有機食品として販売する条件に有機認定の取得を義務付けている国があります。これらの国へ有機食品を輸出する場合は、相手の国のルールに従って有機認定を取得する必要がありますが、相手の国ごとに有機認定を取得することは、費用や手間も掛かるため考え出された制度が「有機同等性」です。

例えば、米国には日本の有機 JAS 制度とよく似た有機制度があり、日本と米国がお互いに相手国の制度が自国の制度と「同等」であると承認することにより、日本の有機 JAS 認定事業者は、米国の制度に基づく有機認定を取得しなくとも米国へ有機食品を輸出することが可能になりました。現在、日本では、米国のほか、カナダ、スイス及び EU 加盟国と相互に承認しています。

このように、ある国で有機食品として認められた農産物や加工食品が輸出先の国でもそのまま有機食品として流通できれば、消費者は世界中の有機食品を手にする機会が増えることになり、また、事業者にとっても輸出促進につながるなどが期待されています。

有機 JAS 制度(農林水産省)

http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/youuki.html